

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年7月21日（金）午後1時30分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	松下 太葵 君	委員	藤田 直仁 君
委員	松枝 正浩 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	仮屋 国治 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市民環境部長	有満 孝二 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	有村 昭司 君	環境衛生課主幹兼環境保全グループ長	山本 秀一 君
環境衛生課主幹	白鳥 竜也 君	環境衛生課衛生施設グループ長	四本 久 君
環境衛生課環境保全グループサブリーダー	鬼塚 友弘 君	環境衛生課衛生施設Gサブリーダー	塩満 慶太 君
環境衛生課環境保全グループ主査	中見 嘉雄 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

7 本委員会の調査案件は次のとおりである。

霧島市環境基本条例、環境基本計画

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午後1時30分」

○委員長（宮田竜二君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、閉会中の所管事務調査として、霧島市環境基本条例、環境基本計画について調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。早速、所管事務調査に入ります。霧島市環境基本条例、環境基本計画について、執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（有満孝二君）

本日は所管事務調査として環境基本条例及び環境基本計画について取り上げていただきましたので、概要を説明させていただきます。なお、本日は、課長が喪中のため、出席できておりません。皆様方に、ご内諾いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。はじめに、霧島市環境基本条例等の概要について説明をいたします。はじめに、「霧島市環境基本条例」等の概要についてご説明します。資料は、「第二次霧島市環境基本計画（中間見直し版）」の92ページをお開きください。「霧島市環境基本条例」は、本市の環境政策の基本的な考え方を示す条例として、平成18年9月に制定しました。まず、前文は、本市の発展経緯、悪化する環境の現状、環境保全の必要性等を述べ、環境の保全及び形成を市民が一体となって推進することを宣言しています。93ページ、第1条の「目的」は、最終目的が「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」であること等を、94ページ、第2条の「定義」は、本条例で用いる重要な用語等の意味を、規

定しています。また、95 ページ、第3条の「基本理念」は、環境の保全及び形成を適切に実施し、豊かな環境を将来の世代に継承することなど、第1項から第4項まで、四つの基本理念を規定しています。96 ページをお開きください。第4条の「市の責務」は、第1項で、環境の保全及び形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し計画的に実施することを、第2項で、環境の保全及び形成に関する施策の策定及びその施策を推進する際、事業者及び市民と協力協働して行うことを、第3項で、市自らが環境への負荷の低減に積極的に努めることを、第4項で、広報活動により市民の環境に対する意識高揚に努めることを規定しています。97 ページ、第5条の「事業者の責務」は、第1項で、公害の防止又は自然環境の保全について事業者が有する責務を、第2項で、製造等の事業活動に係る製品等が消費者等により廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるよう製造等の段階において必要な措置をとるべきことを、第3項で、広く廃棄物の減量等を図る観点から必要な措置を講じること等を規定しています。98 ページをお開きください。第6条の「市民の責務」は、第1項で、市民一人ひとりが日常生活に伴う環境への負荷の低減と自然環境の適正な保全に努めるべきことを、第2項で、市民は広く環境保全及び形成に自ら努めるとともに、市の環境保全及び形成に関する施策に協力すべきことを規定しています。99 ページ、第8条の「基本方針」は、第1項で、「自然環境の保全及び形成」、「緑化推進、景観の形成及び歴史・文化的環境の保全」、「リサイクルの推進」、「地球環境の保全」等を、第2項で、「重要な環境施策の策定に当たっては、霧島市環境対策審議会の意見を聴くこと」を規定しています。100 ページをお開きください。第9条の「環境基本計画」は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続として、市に環境基本計画の策定を義務付けています。また、策定の目的、計画の内容、市民の意見の反映、策定の手続等を規定しています。101 ページ、第10条は、施策の策定等に当たって配慮すべきこと、第11条は、快適な環境の確保のために措置を講ずること、第12条は、資源の循環的な利用の促進のために措置を講じること、それぞれ規定しています。102 ページをお開きください。第13条は、「環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進」をすること、第14条は、第1項で、公害を防止するため、公害の原因となる行為を対象として必要な規制の措置を講ずること、第2項で、公害以外の環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を行うことを規定しています。103 ページ、第15条は、「環境教育等の推進」について、第16条は、「自発的な民間団体等の活動の促進」について、必要な措置を講じること等を規定しています。このほか、104 ページから 105 ページに、「情報の収集及び提供等」、「推進体制等の整備」、「国、県及び他の地方公共団体との連携」を規定しています。次に、「霧島市環境基本条例」と関連のある主な条例について、目的等の要点のみ説明します。106 ページをお開きください。「霧島市生活環境美化条例」は、市、市民等及び事業者が協働して自然と共生した清潔で美しい住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、環境共生宣言都市にふさわしい快適で良好な生活環境の実現に資することを目的として、平成 19 年 12 月に制定しました。111 ページをお開きください。第7条は、禁止行為等として、「ぼい捨ての禁止」や「犬のふんの放置の禁止」、「歩行中の喫煙の制限」、「飲食物販売時における廃棄物の散乱の防止」、「愛がん動物の適正な飼養」、「屋外広告物掲出時における景観への配慮」を規定しています。113 ページをお開きください。第11条は、禁止行為等に違反しているおそれのある場所などへの職員の立ち入り調査、第12条は、ぼい捨て禁止や犬のふんの放置の禁止の違反者に対する指導又は勧告について規定しています。114 ページをお開きください。第13条は、指導又は勧告に従わない場合の公表、第14条は、公表を行ったにも関わらず、なおその行為を行った者への改善命令について規定しています。115 ページ、第16条は、第14条の改善命令に従わなかった場合の罰則を規定しています。このほか、条例では、第6条で「環境美化モデル地区の指定」、第8条で「ふれあいボランティアの日」、第9条で「環境美化推進員」について、規定しています。次に、116 ページをお開きください。「霧島市天降川等河川環境保全条例」は、天降川や検校川をはじめとする霧島市域を流れる河川について、市、市民及び事業者が協働して水環境や自然環境の保全を図り、良好な状態で将来の世代に引き継いでいくことを目的として、平成 19 年 12 月に制定しました。

同ページの目次をご覧ください。この条例では、第3条から第5条に、市、市民及び事業者の責務を規定したほか、第8条「生活排水対策」、第9条「事業活動に起因する負荷対策」、第10条「自然景観の保全」、第11条「生態系の保全」について、それぞれの努力義務を規定しています。また、第13条で「河川環境保全推進員」について規定していますのでご確認ください。次に、127ページをお開きください。「霧島市水資源保全条例」は、本市の水資源に関する基本理念や基本となる事項を定め、水資源の適正な利用を推進することにより、貴重な共有財産として将来の世代に引き継ぎ、その持続的な利用を可能とし、もって自然環境の保全及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とし、平成29年3月に制定しました。この条例では、市、水資源採取者及び市民等それぞれの責務を定めたほか、第8条で「市と採取予定者との事前協議」、第9条で「採取計画の届出」、第12条で「市職員の立入調査」、第13条で「水資源採取者に対する勧告等」について、規定しています。以上で、「霧島市環境基本条例」等についての説明を終わります。次に、「霧島市環境基本計画」の概要について説明します。本計画は、先ほど説明した「霧島市環境基本条例」第9条の規定に基づき策定しており、市における環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向を示すのみならず、事業者、市民、各主体における取組を促進するため、市として各主体に期待する取組を計画に位置付けています。はじめに、冊子の目次をお開きください。本計画は、第1章が「計画の基本事項」、第2章が「霧島市の目指す環境像」、第3章が「施策の展開」、第4章が「重点施策」、第5章が「環境配慮指針」、第6章が「計画の推進」となっており、全6章及び「資料編」で構成しています。1ページから6ページが「第1章計画の基本事項」になります。2ページをお開きください。「計画改定の背景と目的」では、平成20年3月に「霧島市環境基本計画」を、平成30年3月に「第二次霧島市環境基本計画」を策定した経過等を記載しています。この「二次計画」は、平成30年度から令和9年度の10年間を計画期間とし、計画策定から5年後の令和4年度を中間年度として位置付けているため、本年3月に、基本的事項や目指す環境像等の基本的枠組みはそのまま継承しつつ、計画内容の一部見直しを行いました。3ページの「国内外の動向」は、今回新たに追加した項目であり、「脱炭素社会の実現に向けた動向」や「SDGsの世界的浸透」を、次の4ページには、国の「第五次環境基本計画の策定」と「海洋プラスチック問題への対応」を記載しています。5ページから6ページには、「計画の位置づけ」、「計画の期間」及び「計画の対象範囲」について記載していますのでお目通しください。次に、7ページから10ページが「第2章霧島市の目指す環境像」になります。8ページをお開きください。「霧島市の目指す環境像」は、一次計画から引き続き「人と環境が共生するまち霧島～豊かな自然と住みよい環境を次世代へ～」としています。9ページの「計画の体系」をご覧ください。本計画では、目指す環境像を実現するため、四つの基本施策を展開し、さらに基本施策に掲げた事項のうち、重要な課題や早急な対応が必要な事項を「重点施策」に位置づけ、より具体的な施策の展開を図っています。基本施策の一つ目は「人と自然が共生するまち」で、個別施策として「山・川・海をまもる」や「様々な生物と暮らすまち」等の三つを掲げています。二つ目は「脱炭素・循環型のまち」で、「エネルギーの有効利用」や「脱炭素社会の実現に向けたまちづくり」等の四つの個別施策を掲げています。この基本施策は、二次計画策定当初「低炭素」の表記を用いていましたが、今回の見直しで「脱炭素」へ修正しています。三つ目は「快適で良好な生活環境のまち」で、「空気がきれいなまち」等の四つの個別施策を掲げています。四つ目は「みんなが環境保全に取り組むまち」で、「環境を考える」等の二つの個別施策を掲げています。重点施策については、「脱炭素社会の実現に向けたライフ・ビジネススタイルの推進」、「ごみの減量化・資源化の推進」及び「環境保全に取り組む人づくり」の三つを掲げています。次に、11ページから38ページが「第3章施策の展開」になります。12ページをお開きください。本計画では、SDGsを意識して環境保全の取組を進めることが重要と考え、個別施策に関連するSDGsのゴールについて新たに記載しています。基本施策「人と自然が共生するまち」に関する個別施策「1-1山・川・海をまもる」については、自然環境の保全に関する施策になり、「現状」と「課題」、「施策目標及び環境指標」、13ページには、「市の取組」「市民の取組」「事業者の取組」を記載しており、この後の個別施策に

についても同様の構成としています。また、「市の取組」の「森林の適切な管理の推進」で、森林環境譲与税の活用を新たに記載しています。14 ページをお開きください。「1-2 様々な生物と暮らすまち」については、生物多様性の保全に関する施策になり、令和4年に「キシマギンリョウソウ」が新種と発表されたことから、「現状」欄に記述を追加し、写真も掲載しています。また、15 ページ、「市の取組」に「環境保全型農業の推進」を、新たに記載しています。このほか、基本施策「人と自然が共生するまち」に関する個別施策として、16 ページから 17 ページに「1-3 自然・身近な緑とのふれあい」を記載していますのでお目通しください。18 ページをお開きください。基本施策「脱炭素・循環型のまち」に関する個別施策「2-1 エネルギーの有効利用」については、地球温暖化対策に関する施策であり、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進について記載しています。今回、「課題」欄の下から 3 行目に、「地上設置型の大規模な太陽光発電設備等においては、地域の自然環境・生活環境や景観への影響が懸念されるケースもあることから、再生可能エネルギー発電設備の導入にあたっては、これらの環境や景観への配慮と地域住民への十分な説明が求められます」と、新たに記載しています。20 ページをお開きください。「2-2 脱炭素社会の実現に向けたまちづくり」も、地球温暖化対策に関する施策であり、公共交通機関の利用促進や二酸化炭素吸収源対策の推進などの各種取組を記載しています。21 ページ、「市の取組」の「公共交通機関の利用促進」では、IT の力で交通サービスを便利にする取組である MaaS（マース）や AI の導入などによる公共交通機関の利用促進、森林環境譲与税を活用した二酸化炭素吸収源対策の推進などについて新たに記載しています。また、「市民の取組」では、温室効果ガス排出量削減のため、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への切り替え」、「ライフスタイルの転換」など、日常生活の中で、あらゆる「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE（クールチョイス）」などを新たに記載しています。22 ページをお開きください。「2-3 ごみの減量化・資源化」では、4 R の普及啓発等について記載しており、23 ページの「市の取組」の中の「4 R の普及啓発と情報の提供」において、「海洋プラスチックごみ」について新たに記載しています。24 ページをお開きください。「2-4 ごみの適正な排出・処理」では、適正なごみ処理の推進や適正な一般廃棄物処理施設の管理運営などについて記載しており、25 ページの「市の取組」の中に、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」のダウンロード用 QR コードを新たに掲載したところです。26 ページをお開きください。基本施策「快適で良好な生活環境のまち」に関する個別施策については、「3-1 空気がきれいなまち」が大気汚染防止関連の施策、28 ページの「3-2 水がきれいなまち」が水質汚濁防止関連の施策、30 ページの「3-3 快適な音環境」が騒音振動防止関連の施策、32 ページの「3-4 美しいまち並み」が景観や文化財の保全・形成に関連する施策となっており、二次計画策定当初から大きな変更はありません。34 ページをお開きください。基本施策「みんなが環境保全に取り組むまち」に関する個別施策については、「4-1 環境を考える」が環境教育・環境学習の推進に関する施策、36 ページの「4-2 環境をまもる」が環境保全活動の推進に関する施策となっており、この二つの施策も、二次計画策定当初から大きな変更はありません。次に、39 ページから 46 ページが「第4章重点施策」になります。40 ページをお開きください。ここで訂正をお願いします。重点施策1に「脱炭素社会の実現に向けたライフ・ビジネススタイルの促進」と記載していますが、正しくは「脱炭素社会の実現に向けたライフ・ビジネススタイルの推進」です。訂正してお詫び申し上げます。まず、重点施策1の「脱炭素社会の実現に向けたライフ・ビジネススタイルの推進」についてです。市民等の省エネ活動に対する意識は向上しているものの、脱炭素社会を実現するためには、さらなる省エネ活動の実践や再生可能エネルギーの利用を促す必要があります。このようなことから、「脱炭素社会の実現に向けた各種活動の普及促進」「省エネ設備機器の導入促進」「事業者の環境マネジメントシステム取得推進」「環境と調和した再生可能エネルギーの利用促進」を具体的取組事項として掲げています。42 ページをお開きください。次に、重点施策2の「ごみの減量化・資源化の推進」についてです。本市のリサイクル率は県全体の平均を上回っているものの、市民1人1日当たりのごみ排出量は総体的には横ばい傾向にあります。このようなことから、「ごみ減量化・資源化に関する

情報発信・意識啓発」「ごみの減量化・資源化の推進」「ごみの排出実態の把握及び適正処理の推進」「一般廃棄物処理施設の適正管理と整備」を具体的取組事項として掲げています。44 ページをお開きください。次に、重点施策3の「環境保全に取り組む人づくり」についてです。本市では、学校での環境教育やNPO法人等による森林や河川等の保全活動等が行われており、このような環境教育・環境保全活動は、市民の環境保全意識の向上に大きく貢献しているものの、さらに多くの市民が環境保全活動や環境教育等に積極的に参加する雰囲気づくりが必要です。このようなことから、「小中学生を対象とする環境教育の総合プログラムの整備」「市民の環境保全意識の向上」「環境保全のための行動力の向上」「環境人材の育成」の四つを、具体的取組事項として掲げています。47 ページから 70 ページは「第5章環境配慮指針」、71 ページから 74 ページは「第6章計画の推進」、75 ページから「資料編」ですのでお目通しください。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（松枝正浩君）

まず、審査の前に少しお聞きしたいんですけども、本村部長のときに、議会で陳情が出されてましてコインランドリーのおいの関係だったんですが、香りの害というようなことで説明があったわけですけども、恐らく、検討していくようなお話も出ていたんじゃないかなと思うんですけど、陳情以降の庁内での議論がどのようになされているのか、少し議論されていまして、御説明していただいでよろしいでしょうか。

○市民環境部長（有満孝二君）

この件につきましては当委員会のほうで陳情自体が不採択になったものなのかなと思っております。庁内のほうでの動きということでは、私のほうでは、聞いておりませんし、また私になってからも、そういう動きはないところなんですけれども、ただ課の対応といたしましては、広報紙のほうにポスターというか国のほうが出しているチラシ等を掲載して、香りの害、香害というものもこういう部分の中であるということでの周知はさせていただいております。また、同じようにホームページのほうにそういう掲載があるということをして市報のほうにも掲載をさせていただいたところがございます。

○副委員長（今吉直樹君）

環境基本条例には、必要な措置を講ずるとか、適切な管理を求めるとかというのが、市民や事業者に対して記載がされているんですけども、この表現自体、どの程度が適切なのかとか、必要な措置とは何なのかというのが不明確な部分ではないかなと思ってまして、これまでに、事業者や市民が条例に反するような事例。環境基本条例に抵触するような事例があれば御紹介いただけないかなと思うんですけども。

○市民環境部長（有満孝二君）

私のほうからは、今、委員言われましたことに対する回答にはなっていないと思うんですけども、先ほど説明の中でも申し上げましたとおり、基本的にこの環境基本条例の部分については、理念条例的なものが多く入っていると思っております。なので、当然、罰則規定的なものというのは環境基本条例の中にはないということで考えておりますので、あくまでもお願い、市民の努力義務というような状況であると思っておりますので、相談内容等とか、そういう状況は、また担当のほうで話をしますけれども、全体的なものとしてはそういうふう考えているところでございます。

○環境衛生課主幹兼環境保全グループ長（山本秀一君）

環境衛生課のほうに寄せられます相談につきましては、この環境基本条例、環境基本法にもあります、典型7公害と言われるものがありまして、水質汚染、大気汚染、土壌汚染、悪臭、地盤沈下、騒音振動もありまして、いろんなものが寄せられるんですが騒音であれば、建設工事の現場の騒音がうるさいとか、あと事業所の事業活動に伴う騒音というもの、なくはないんですけどそこまで多

い数はないと。悪臭であれば、一般的に道路の側溝からの悪臭がするとか、先ほどありましたコインランドリーの分は悪臭なのか、香りの害、一般的な公害という部分で不透明な部分はあるんですけど、そのようなおのの問題。振動につきましても建設振動若しくは自動車を通るときの道路の振動、そういうものが寄せられます。これに対応する場合にまず、騒音、振動、悪臭とかいう公害という言われるものについては、まず騒音、振動であれば、騒音規制法、振動規制法という法律がございますので、それに基づいて、この分は市がいろいろ指導権限を持っていますので、実際必要があるときには騒音振動を測定する場合があります。悪臭につきましても、道路側溝の悪臭とかそういうものになると、悪臭防止法という法に基づいて規制するのですが、そういう事業者から出た場合は、これもまた市に指導権限がありますので、悪臭防止法に基づいて、測定なり、いろいろ対応をとっていくこととなります。そのほか、水質で事業者が汚い水を流していますとかいう部分につきましてはまず、筆頭に來るのが水質汚濁防止法。これに基づきまして、当該事業所が水質汚濁防止法に規定されている事業所にあるのかないかで、指導権限がまたいろいろ変わってきました、基本的には水質汚濁防止法に関連するものであれば、県が指導すると、それに市は協力をするという形になります。そして大気汚染っていうのはなかなか、相談はないんですけど、これについても、大気汚染防止法という法律がございますので、これに基づきまして県のほうが指導権限を持って要請があれば市も協力を行うということになります。そのほか、土壌汚染等につきましても、土壌汚染対策法という法律があり、県が権限を持っていたりしますので、その辺に関してはまず相談があった時点で、環境衛生課のほうでは現場を確認しまして、どの法律に基づいてどこに指導権限があるかをまず明確にして、その後いろいろ調査、指導が必要なときは指導を進めていくということにしているところでございます。

○副委員長（今吉直樹君）

市に権限がある指導をされたときに、それに従うパターンと、これは適切な管理をした結果、市民、周辺の住民から苦情が来ているのでは、私たちは悪くないという話もあるのかなと思うんですけど、その辺りの事例とかも御紹介いただけますか。指導に従わないパターンがあるのか。

○環境衛生課主幹兼環境保全グループ長（山本秀一君）

まず一般的に市のほうで主に指導を行っておりますのが、先ほどありました騒音振動になりますが、騒音規制法と振動規制法に基づきまして指導を行う場合に、どちらも規制基準というのがあります。これを超えているか超えてないかを判断するんですが、その前に事業所が、その規制基準で規制できる事業所なのかというのを最初の段階で判断します。法に決められている事業所というのが幾つかあるんですけど、それに基づいて行いますので、そのような法に規制された事業所であれば、市のほうから、騒音測定なり振動測定をして、指導をこれまでもしておりますが、私が知っている範囲では、それに従わないというのは、経験が私自身はないところです。あと、悪臭防止法もなんですが、これも事業活動に伴って発生するものが規制対象になるんですけど、これも今まで経験の中では、相談があったところは環境衛生課で臭気の測定をしまして、当該事業所が基準を守っているかどうか、もし超えていた場合は、実際こちらから悪臭を低減させるための方法でこういう方法がありますよという指導した経緯はあります。それに基づきまして、改善されたという案件は、私も経験があるところでございます。それ以外のものにつきましては、法に基づく指導ではないいわゆる一般的なお願いの範疇で行うものがあったりもしますので、それこそ生活騒音とか呼ばれるものもあったりしますので、そういうものについてはなかなかお願いの部分ですので、改善されるかといったら、改善されない場合も多いんじゃないかというところはあります。

○委員（宮内 博君）

今日の新聞にも載っていましたが、塩田知事に対して、始良家畜保健衛生所の関係で地域住民が直接要請をしたということで報じられております。霧島市にとっても、非常に大きな懸案事項だというふうに思うんです。それで、基本条例の中で、この問題に関して、例えば住民の方々からの不安の声っていうのは、悪臭の問題であったり、あるいはその煙の問題であったり、そして景観

の問題であったりと、複数の不安があるわけですね。それでお尋ねしたいのは、これらの施策を展開するときに、この環境基本条例の立場から、どんな議論がされるのかということについて、この間、家畜保健衛生所の件については、これに照らして議論がなされたのかどうか、その辺をお示してください。

○環境衛生課主幹兼環境保全グループ長（山本秀一君）

始良家畜保健衛生所の観点でこの環境基本条例に基づいて議論というのは、特別しているところではないんですが、まず、住民の皆様が悪臭と煙の問題が御心配ということでそういうお声があった場合に、環境衛生課がどのような対応をするのかということですが、まず煙の問題、物が焼却炉でございまして、先ほど少しお話ししました、焼却炉を設置する場合も、大気汚染防止法に基づきましてある一定規模のばい煙を発生する焼却炉であれば、これも同じ県になるんですけど、届出が必要であったり、そのような施設になると、もちろん法に基づきばい煙濃度等の排出基準がかかってきますので、大気汚染防止法の煙の問題となれば、市のほうで、なかなか直接的に対応というのは難しいのかなと思っておりますが、そういうお声が寄せられたら県のほうといろいろやりとりをして協議していくということになります。次に、悪臭の部分ですけど、悪臭の部分は、大気汚染防止法と違まして、焼却炉が設置されているとなると、まずはその事業所の敷地境界で霧島市は、臭気指数というもので基準をかけておりますので、敷地境界の臭気指数は、用途地域であれば、具体的に申し上げますと、12以下に下さい。用途地域以外においては15以下に下さいよというものを規定しておりますので、もしにおいの問題があれば、もちろん市のほうは確認をとって、それに照らし合わせて問題がないかの確認をとっていきます。あと、煙突がついておりますので、煙突の部分も、いわゆる煙突、臭突も排出穴のところでおいの規制というものは悪臭防止法でかかります。この部分の規制基準値というのは、いろんな構造を調べないと、基準値自体も算出できないものですから、正確に幾つ以下ですというのは今申し上げることはできないんですけど、そこの煙突の出口の部分の悪臭、敷地境界での悪臭、この二つの部分で規制基準がありますので、それに基づいて市はいろいろと調査等を進めていくことになります。

○委員（宮内 博君）

今それは設置された後の規制をどうするのかという、基準に合っているかどうかということなんだろうというふうに思うんですけど、既に、家畜保健衛生所は県内に8か所でしたかね、近くには加治木町のほうに、あるんですけど、私も地域の人たちに話を聞きましたけれど、年に何回か臭い臭いがするというふうにおっしゃってました。それで、そういう問題があったときに、例えば現に稼働しているところに行って、そういった調査をするとか、よその町でするので、そこところはいろんな調整が必要なんだろうというふうには思いますけれども、そのような行動として、行うということになるのかどうか。霧島市の独自の条例を持っているわけですので、そういう独自の条例を持っているところに新しい施設ができるというようなことになったときに、その辺の基礎的な調査というのはもう、やっぱり後追いでしか、今、対応できる体制はないということでは理解していいんですか。

○市民環境部長（有満孝二君）

このことについても、基本的に言えば鹿児島県が設置をする施設であると考えておりますので、当然、県のほうが、その施設を設計するに当たり、基準値を超える設計は基本的にはされないものであると考えております。この設計書等の提示がこちらのほうにあれば、その設計書の確認をしながら、その状況を把握することができるものではあると思っておりますが、今の段階ではそういう状況もないことから、今ある例えば始良の施設を調査して、それがそのまま、霧島市に移転するというものであれば、霧島市としても調査することも考えられるのかなと思っておりますけれども、基準を達成している施設が新たに建つというものであれば、今ある始良の施設を調査に行くということは考えていないところであります。

○委員（宮内 博君）

例えば 105 ページの生活環境美化条例の冒頭のところに、霧島市がどんな町なのかというのを特徴的に位置づける表現として、日本で最初の国立公園を持っている町なんだということで、いわゆる、景観とか自然とか、そういうのを大事にしているんだよってというのがここに、そういう位置づけからこういう表現をしているんだろうというふうに思うんだけど、地域住民の方々から出されている意見というのは、まさにここは観光地ではないのかと、音楽のまちではないのかというようなところにふさわしくないというそういう観点から、指摘されていらっしゃるわけなんですよね。だから、どういう形でこういうこの霧島市独自の景観を活用しなければいけない、日本で最初の国立公園としての、そういう自然景観に恵まれたところであるまちの特徴の一つとして、位置づけて計画をつくると思いますか。そういったことがあってもいいのではないのかなというふうに思うんですけど、なかなかそのところが実際にこの一体的に取り組まれていないのではないのかなという気がするんですけど、その辺は今後、条例というのは当然、時の状況に応じて、改正するということが可能なわけでありまして、その辺は考えていらっしゃる側面があるんですかね。

○市民環境部長（有満孝二君）

私も勉強不足な部分はあるのかもしれませんが、現時点でこの霧島市生活環境美化条例の改正をしなければならないということは考えていないところでありまして、今、委員言われますことについては、霧島市のほうの窓口としては畜産のほうの窓口となってやっているとしますので、そこらにも話等は聞いてみたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

あくまでも基本条例ということになるわけで。ただ、柱となる条例ですよ。様々な施策を行っていく上で。それで、例えば環境保全の中にはごみ問題というのが非常に比重としては大きいのかなというふうに思うんですけど、この基本条例に基づいて、ごみの減量化や資源化の推進に関する計画であるとか、様々な計画が乗っかってきているのかなというふうに思うんですけど、これは同時並行ですか。それともいわゆる上位条例というふうに、この基本条例のほうに位置づけられるということに、なるんですかね。その辺の関係を教えてください。

○市民環境部長（有満孝二君）

先ほど頭の部分で話をさせていただきましたが、まず委員言われますとおり、霧島市環境基本条例があって、あとの部分に入っております生活環境美化条例であったり、水資源保全条例とか、そういう条例の部分が、今この環境基本計画の中に載っております。あとの部分の条例等も環境基本条例を基にして、土台としてつくられて作っているものであるとは考えております。

○委員（宮内 博君）

同時にそれに沿って、それぞれの実施計画。そういうものが乗っかってくるのかなというふうに思うんですけど、それは一つ一つずっと、例えば、今回の計画で後期計画というのが、昨年の 12 月。総合計画後期計画というのが示されているんですけど、総合計画が 1 番上位計画ではないのかなというふうに思うんですけど、当然その総合計画に基づいて基本条例そのものを実施をしていくという、そして具体的なのでそれぞれのこの推進計画、実施計画というのが乗っかってくるのかなというふうに思うんですが、例えば廃棄物の処理実施計画を見ますと、先ほど冒頭のところで前年度と比較して幾らなのかというのは、少しあったのかなというふうに思うんですけど、ごみの減量化、資源化の推進ですか。このところで、基本計画の 42 ページにあるんですけど、こういう数字を出すときに、当然総合計画の指標を基本にして数字を出していくということがされているのかなというふうに思うんですけど、その辺どうなんですかね。

○環境衛生課主幹（白鳥竜也君）

今、おっしゃられたとおり、総合計画を上位としまして環境基本計画。で、その下に一般廃棄物のごみ問題でいえば一般廃棄物処理計画というものがございまして、その指標的なものに関しては整合性がとれるような形でつくっているところであります。

○委員（宮内 博君）

例えば基本計画を見てもみますと、推計人口、これは現実には減っているわけですね。霧島市の人口は減っているんだけど、総合計画の中では、例えば2022年度の推計値というのは、12万6,664人というふうにしてあるわけで、総合計画でそういうふうにしてあるということに、書いてありますから、そうだろうと思うんですけど、ただ後期基本計画案の中の概況これを見てもみますと、霧島市の人口というのは、令和3年度で12万3,066人と書いてある。これ令和3年ですので、先ほど言いました令和4年、2022年。12万6,664人と、だから3,500人ぐらい人口が多いという形で、記載がされているわけなんですよね。だから、あくまでも総合計画の中で示した人口というのを基にしてしなければいカンのか。現況に合わせた形で、統計的にはとるといようなことにはならないのか。その辺はどうなんですかね。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午後 2時20分」

「再開 午後 2時30分」

再開します。

○市民環境部長（有満孝二君）

今お時間いただいて、いろいろ中身を確認させていただいたんですけども、委員言われるような部分もあるのかなと思っておりますので、再度持ち帰ってこの実施計画のほうの数字については、課内でも協議していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員（仮屋国治君）

これだけのボリュームを二、三時間でやろうっちゅうんですから、なかなか大変だろうなと思いますけれども、今いろいろお話を聞いている中で、その年々の時代背景がよみがえってきたようなところが、合併直後は、やはり環境問題について、えらい注力していたんだなという感じがしております。その中で、生活環境美化条例で、環境共生宣言という言葉が出てきて、こんなのしていたまちだったかなというな感感覚になってしまったんですけども、いろんな条例が、伝家の宝刀とかか宝の持ちぐされになっているのではないかなあというな感じを受けたわけですが、この辺のところを、実効性のある事業というものを見いだしていくとか、現在ある、その辺の実効性のある事業等を充実していくとか、その辺の課題については、現在のところどのように思われておられますか。

○市民環境部長（有満孝二君）

今、環境共生宣言のことを少しお話しいただいたと思っておりますが、平成18年、合併した翌年ですかね。五つの宣言をしております。その宣言の中に環境共生宣言というのがあり、それにつきましては、自然豊かな霧島連山と天降川、そして錦江湾の海は私たちが祖先より引き継いだ大事な宝物ですと。この豊かな自然を守り、育て将来の世代に引き継ぐことは、今生きる私たちに与えられた責務であります。私たちは、人と自然が共生する社会を目指し、ここに、環境共生宣言をいたしますというようなものをしております。言われますとおり、このような宣言が道義高揚を含め、五つほどあるということをしっかり認識して、再度、原点に立ち返って、この宣言等に基づいた事業を展開していかないといけないのかなと思っております。本年2月にも、これに加えて、ゼロカーボンシティ宣言を行っておりますので、こちらのほうも、核となる宣言になるような形の事業展開を考えていきたいと思っております。

○委員（仮屋国治君）

私もホームページで何か載っているか探してみましたけれども、何もうたってないですね。霧島市のホームページでよくほかの自治体見ていると、うちはこんな町とかいろいろアピールしているんだけど、そういうものがないんだなあと思いながら、今、見さしてもらいましたけれども、その中でまた2008年の3月号の広報紙で生活環境美化条例とか、河川環境保全条例とか、特集を組

んでおられるようであります。だからそういう、やはり市と市民と事業者と協働してやっていこうというのが全ての条例のベースだと思いますので、それをやっぱり達成していくには、やっぱりアピールといいますか、啓発というものを絶えずしていかなければいけないのではないのかなと思っておりますので、要望として申し上げます。

○委員（松枝正浩君）

それでは計画の44ページについて少しお尋ねいたします。この具体的な取組事例ということで環境保全に取り組む人づくりということで書いてありますけれども、具体的な取組の中に、小中学生を対象とする環境教育の総合プログラムの整備ということがありまして、なかなか大人の方々に申し上げてもこれがすぐ浸透していくような状況ではないように感じております。やはり子供たちに教育の中で浸透させることで、また、大人にもそこが子供との会話の中から、浸透を図っていくというような状況になるのかなと思うんですけれども、この辺の具体的な状況、どのような現状としてえられるのか、まず現状をお示ししていただけますでしょうか。

○環境衛生課主幹兼環境保全グループ長（山本秀一君）

この環境教育、環境学習の推進ということで、これが現状としまして、環境衛生課で進めているもの、また、本市のほかの課でも進めているものとか、いろいろあるんですが具体的なもので少し御紹介させていただきますと、小中学生を対象としたものってなりますと、まず、地球温暖化に対する啓発ということで、これは夏休み中に市が主催というよりも県と共同で行ってまして、地球温暖化に対する取組に関する学習会を小学生を対象に今やっているところでございます。また、そのほか生物多様性に関するものとかであれば、これは出前講座を活用される小学校もございまして、その小学校から要望があったときには、生物多様性であり、そのほか、生活排水対策講座とか、あと地球温暖化対策講座の部分ありますのでそういうもので取組を進めているところでございます。また、そのほか自然環境、環境保全ってなると幅が広いものですから、具体的にほか申し上げますと、教育委員会のほうも環境教育、環境学習の取組ということで、夏休み中に小中学生を対象とした自然体験活動を目的とした事業も行っていると聞いております。そのほか林務水産課であれば、森林の大切さを学ぶために小学生を対象とした再造林の実施や、森について学ぶ学習と状況としては今、環境衛生課のほうで把握している状況はそのような取組が本市で行われていると考えているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

市役所の中に置きますと、それぞれの所管するところが、それぞれをされているというのが実情であって、なかなかこう一つの課が、それを全てしていくということはもう当然難しいことであるんですけれども、この計画に載っている部分でこういうふうに進めていきますよということが書かれてあるんですけれども、そういう中で、それぞれがやっている事業、今御紹介いただいたんですけれども、そういうものも含めて、この計画における所管課と言われるのは、環境のほうでよろしいでしょうか。全てのものを管轄して行って、それぞれのところがしているものも把握をしているというような状況でよろしいのでしょうか。

○市民環境部長（有満孝二君）

今、委員言われることにつきましては、言われたとおり、それぞれの所管課でいろんな事業を行っていると思っております。ただ、この第二次霧島市環境基本計画のこの部分にあったものであるということは間違いありませんが、このために、それぞれの所管課がその事業を実施しているものということでもないと思っておりますので、やはりこれに合わせた形でそれぞれの課が、その課の目的を持って事業を実施しているものであると思っておりますので、ただ、そういう事業をするに当たっては、こういう環境基本計画がありますので、その計画に沿った形の事業展開をお願いするというものが、この計画の所管課である、我々のところでのお願いという形になるのかなと思っております。

○委員（松枝正浩君）

言葉が足らなかったようなんですけれども、全てこれに基づきまして事業されていらっしゃる。お伝えいただいたんですけれども、全てやっている事業というのは、環境のほうの課では、全て把握をされているということによろしいのでしょうか。

○環境衛生課主幹兼環境保全グループ長（山本秀一君）

それぞれ教育委員会が先ほど紹介しました行う事業のときも、環境衛生課に問合せも来たり、今までもしております。生物を使った生物指標を用いた、生物の観察会を川でやりたいんだけど、どういう方法でとか。ですのである程度環境教育、環境学習と言われるものについてはそのような相談も受けますので、把握はしているつもりでございます。

○委員（有村隆志君）

今、委員のおっしゃった中で、やはり、予算についてはもう、それぞれの課がそれぞれの事業に合った形でやっているということで、そういった司令塔的なところはないよということですか。

○市民環境部長（有満孝二君）

環境に関するものについては基本的には環境衛生課のほうが所管する形になっておりますので、環境に付随するような、そういう少しそういうものが入った事業をそれぞれの所管課で行うのであれば、この計画に基づいたような形のものをお願いしますという形にはなると思っておりますので、予算は当然、先ほど言われたように、所管課が持っているものであると思っております。所管課が行う事業というのも所管課が持っている施策に対して、事業を展開するものですので、その中で、例えば環境に少し関連のあるような事業を行うとなると、この計画に少しでも沿った形のものを行っていただくというような形になっていくのかなと思っております。

○委員（有村隆志君）

というのは、やはり時代とともに変わってくるものが、その都度すべきものがあると思うんですよ。それをどこで話し合いをして、どこで予算をつけましょうかっていう話を誰がするのかと思つて疑問に思つたんですよ。というのは、今後出てくるであろう具体的に言うと、CO₂削減ということで、バッテリー車ということで、いろんな考えありますけど、でも他、世の中の流れであります。うちは今補助金を出していませんので、それを誰が司令塔としてするのかということが気になったもんだから、具体的に聞いてみました。

○市民環境部長（有満孝二君）

司令塔と申しますか、それぞれの部には部長がおります。その部長等が、いろいろな会議で話をする中で、こういう事業をするというような話も出てくることがございます。であれば、うちの課うちの部にはこういう計画があるので、それに沿ったものと、というような話になるような状況は、その部分ではあるところではございますけれども、今、委員言われましたように、予算獲得とかそういう状況の中で、こういう会をもってということは、今そのための会というのは基本的にございませんので、そこについてもまた企画のほう等もこういう意見があったということは話をしてみたいと思っております。

○委員（前島広紀君）

今回の二次基本計画を見ますと、すごく奥深いというふうに感じたところなんですけれども、環境の部署においては、例えばごみの問題とか、悪臭、そういうことに関してはこっちの専門分野だろうというふうに感じますけれども。例えば14ページと15ページのところなんですけれども、有村委員や松枝委員も言われたところに関連するんですけれども、様々な生物と暮らすまちという中で、14、15ページのほうでは、野生生物の保全対策の推進って1番上にあつて、野生生物を保護しようってことだろうと思っておりますけれども、その下には、鳥獣の適正管理の推進、例えば、鹿の害とか、そういうことに対する対策のことも書いてあるわけなんですけれども、またその下のほうには、環境保全型農業の推進とか、いろんなどころに手を出しているように感じたわけなんですけれども、その辺りの取りまとめをどこまでできるのか、どういうふうに考えておられるのか。お伺いしたいと思います。

○環境衛生課主幹兼環境保全グループ長（山本秀一君）

ここのページの部分で申し上げますと確かに、野生生物の生息生育環境の保全再生と鳥獣の適正管理とかあるんですけどこの計画をつくりますときに、もちろん、環境関係の最上位計画ということでございますので、こういう鳥獣の適正管理であれば、農林水産部のほうと調整をし、また、1番下の環境保全型農業の推進も農政部局等のほうからの意見を頂いたりして、この中に盛り込んでいるという状況ではございます。なのでこの計画、環境という部分、言葉に関連するような事業がある、各関係課に意見徴収とかをした上で、環境衛生課でこれを取りまとめて、その中に、具体的な市の取組というものを盛り込んでいるところではございます。

○委員長（宮田竜二君）

委員長交代します。環境基本計画について質問なんですけども、最近の話題の中で地域猫に関する取組っていうところが、私この基本計画を見たところ、具体的な内容が見いだせなかったんですけど、何かあったら教えてください。

○環境衛生課主幹兼環境保全グループ長（山本秀一君）

今回のこの中間見直し版につきましては、地域猫という言葉は出てはきていないところなんですけど、私の考えの中では、この32ページの施策があるんですけど、快適で良好な生活環境のまちと、美しい町並みというものがありまして、今回、地域猫に関しては先ほど申しましたように、この計画の中には盛り込んでいないところですが、地域猫というものが、やっぱり飼い主のいない猫による生活環境被害を減らして、生活環境の改善を図っていく取組が、地域猫の活動だと思っていますので、今後、そういう地域猫に関する部分につきましてもまた、環境基本計画の中に、いかに盛り込んでいくのかというのは、また今後検討も進めていきたいと思っていますところなんです。

○委員長（宮田竜二君）

いろいろ今回の中間見直し版っていうのは、最近の要は、脱炭素とか、森林環境税とかいろいろなものが盛り込まれているんですけども、確かにそれはいいんですが、最近でいきますと市民に直結した日々の生活の中で、困っているところってところで、地域猫のふん尿とかにおいとかいろいろなところで被害を被っている人もいれば、それを保護する方、それで、地域の人たちがいがみ合うというような事例も出てきているというのを聞いています。去年でもいいんですけども、そういう、地域猫のふん尿とかそういうことで、市民から苦情が来たとか、問合せ、相談があったとかいうもし件数がありましたら教えていただきたい。

○環境衛生課主幹兼環境保全グループ長（山本秀一君）

地域猫という分類での件数というよりは、飼い主のいない猫のふん尿被害を訴えている方からの相談であったり、若しくは猫の関連でいきますと猫に虐待をしている方、見受けられる相談とかもあったり、そういう猫に関するものということで相談でいきますと令和4年度が、これが喜聞各環境衛生課をはじめとしまして各支所も合わせまして、74件御相談をいただいているところなんです。

○委員長（宮田竜二君）

結構74件を保護する側もいれば、虐待する方もいるということで、すぐ直結した問題なんですけども、霧島市のホームページ見ると地域猫活動についてということで、さくら猫無料不妊手術事業というの、実際にやられてますんで、実際、先ほど主幹からも、計画の中にも今後、追加していく方向で検討していくということだったんですけど、例えば今度は条例について。例えば、地域猫という猫と共生のための条例とか、そういうのを制定するという考えはありますか。

○市民環境部長（有満孝二君）

今その部分につきましては担当課でいろいろと協議をしている段階でございまして、まだその方向性については、決まりきってはいないところです。今、6月議会の一般質問のほうでもうございましたとおり、地域猫の部分については今いろいろな方々が関心を持っていらっしゃるということで考えております。今、委員長のほうで話されたように、市のほうでも、さくら猫というか、そういう対策を行っているところではございますけれども、一般質問でも話をしましたとおり、基金

からの県が毎月5枚、最高配布されるんですけども、そこを自体がまだ、いっぱいいっぱい使い切っているような状況もないということも実態ではございますので、全体的な活動とか、状況等をやはり見ながら、そこらは考えていかないといけないんじゃないかなと思っているところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

そう事業の中身も、ただ単に助成すればいいだけじゃなくて、獣医師さんの立場もあるんでいろいろ総合的に動かないといけないというのがあると思います。前回、公民館長自治会長会でもそういうような地域猫の話がありましたし、恐らく、来週24日月曜日、市長と市民がふれあいミーティングというのをされると思うんですけども、恐らくそこでも、市民から出てくると思いますんで、恐らくそこが、今、本当に市民の方々が困ってらっしゃる環境面というところで1番切実なところかなと思いますので、ぜひ条例も含め事業の拡充、充実をお願いしたいと思います。委員長代わります。ほかありますか。

○委員（宮内 博君）

基本条例の第12条に関わってお尋ねですけど、市は廃棄物の減量資源の循環的な利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとするところというふうに条例上はなっているわけです。それでお尋ねしたいのは、いわゆる廃棄物の減量、資源の循環で、どのような施策を今後やっていこうという議論がなされているのか、そこをお聞きしておきます。

○環境衛生課主幹（白鳥竜也君）

一般的なごみ、家庭からのごみの排出に関しましては、廃棄物対策グループのほうで管理しております。これまでどおり家庭からのごみは減量していただくということと、あとはきちんと分別して、ごみの適正な排出処理というところで、リサイクルできるものはリサイクルして、循環させていきたいというふうな考え方を持っていて、計画でいえば、43ページの重点施策の2のところにもそのようなことを継続してうたっているというふうな現状でございます。

○委員（宮内 博君）

霧島市の取組で、その施策は後退している一つに生ごみの再生使用。この政策というのは随分後退してきているんじゃないのかなと。一時期は、一定地域を限定して、実験的な取組をやって、そしてそれを発展的にしていくんだという取組が行われた経過があるんですけど、合併後。それが何か、もう最近では、生ごみについては水切りをしっかりとやりましょうということが強調されて、一応23ページのところにですよ。家庭でできる、生ごみの減量化、水切りや堆肥化というふうふうに書いてはあるんですけど、実際にどういう施策をとっていくのかっていうのは具体的なことが示されておりませんよね。それで全国的にもこのリサイクルは進んでいる隣の隣町の大崎町だとか、志布志市だとか、あそこは最終処分、焼却場を持っておりませんので、埋め立ての全体を減らしていくという取組の中で、そういう取組をやっているんですけど、この計画を見ましても、この生ごみをどういうふうにしていくのかっていうのが、具体的に示されていないんですよ。だから、生ごみっていうのは非常に燃やりにくい。そして当然炉にも負荷がかかる。それだけ消費エネルギーも大きいと。出すガスも、二酸化炭素が多いという。そういう特徴を持っているだろうというふう思うんですけど、それをSDGsとの関係から考えても、どういうふうにしていくのかっていうような計画等が、この計画を見る段階では示されていないんじゃないのかなというふう思うんです。もう一つは下水道の汚泥ですよ。この処理についても、今、事業者には依頼して、回収してもらっているだけで、それがどういうふう利用されているのかって、なかなか、実態が私たちに伝わってこないんですけど、今ロシアのウクライナの侵略等を受けて、あるいは米中の対立、そういうことなどを受けて、肥料価格が高騰しているという状況下にありますよね。ですからそういう中で、上下水道の汚泥残渣。これは窒素とかリンとかカリとかですよ。そういう肥料に必要な栄養素がたくさん含まれているというふうには言われていて、国交省でも、新しくそういう政策を打ち出しているという状況下にあるんですけど、その辺の計画というのが、どの程度議論されて

いるのかなと。いうふうに思うんですけど、この二つについてお答えいただけませんか。

○環境衛生課主幹（白鳥竜也君）

私のほうから、生ごみの施策についてお話しさせていただきます。以前確かに一部の地域で試験的に生ごみの回収を行ったという話は聞いたことがございます。ただ結果としましてそれを全体に広げることが難しいということで結論づけられたというふうに聞いております。現在の本市の方向性といたしましては、ここにも書かせていただきます水切りというような話になってはいますが、今後家庭での堆肥化、電気式の生ごみ処理機の補助金は、ずっと行っておりますし、生ごみの堆肥化用のコンポストっていうのも環境保全協会のほうで補助をしておりますので、そういった家庭でできる生ごみの堆肥化の取組っていうのを進めていこうというところでの話は、課内では行っているところであります。

○市民環境部長（有満孝二君）

もう1点、下水道の汚泥の関係の御質問があったと思います。この基本計画に基づくものは全て環境のほうで把握しているのかという部分を、御質問もあったかと思っておりますけれども、この下水道事業の部分の中のことですので、まだその部分について言えば、すいませんこちらのほうで今把握をしている状況はないところでございます。ただ、一つお話しさせていただきますと、当初、御存じのことだと思っておりますが、この第二次の計画自体については、平成30年に作成されたものを、全体的な国とかいろんな県の流れの分の中で、今回、見直しをすべきものということについて、今回は見直しをさせていただいたというものでございますので、全体的に新たに、今後こういう計画があれば、掲載していくものではあったんですけども、ただ、明確な計画がない中では、以前のままをそのまま計画を引き継いでいる状況がございまして、今回、見直しという形の中では、国県等の全体的な流れの部分の中でも、改正等をさせていただいているということですので、御理解いただければと思います。

○委員（宮内 博君）

ただ、残念なのは個別具体的にどういふふうに進めていくのかと。先ほど、生ごみについては、コンポストであるとか、電気式の装置であるとかそういう普及を助成しているというのは、従来ずっとやっているわけですね。それで、本当にどれぐらいの減量効果があったのかというのを、まずは示していただきたいというふうに思うんですけど、今後どういふふうにしていくのかと。従来型で本当にいいんですかという、そういうことで申し上げているわけです。汚泥の関係については既に、全国で六つの自治体で、下水道の汚泥からリンを抽出して再生しているという取組がなされて、国交省でもそういう去年の9月に対策会議を開いて、そこで、今後、肥料の国産化、安定供給等の諸課題に対して、緊急の対策をとっていくと。そういう中で、下水道資源の利用活用の拡大に向けた、官民検討会が設立されたというふうに報告をされているわけですね。下水道汚泥が230万t全国で排出されるそうですけど、そのうち、5万tのリンを含んでいると。だからこれ回収できるというようなことなども既に報告がされていますので、そういった新しいやっぱり形での国際情勢の状況の大きな変化等もあって、実際に農家は非常に困っているわけですね。さらにもう農業から撤退すると言う人たちが増えるという要因にもなっているという指摘をされているわけですので、その辺をやっぱり課題としてとらえて、新しい課題だろうと思うんですけど、これまでの国際ルールはなかなか通用しないというような状況を踏まえて、あるわけですので、そのような観点から議論してほしいということなんですけど、どうでしょう。

○市民環境部長（有満孝二君）

第二次の見直しを5年後ということで、令和4年度に行ったところです。今下水道のお話がありましたとありましたことについて今、昨年9月に対策会議っていうことをお聞きしておりますので、市のほうが計画に入れるとしても、時期的には難しい時期であったのかなあと思っているところでございますので、今後、まだ5年後の部分の中で、第3次の計画をつくる形にはなっていくと思うんですけども、そういう状況等についても、掲載をしていくべきかどうかいうことは、検

討をしていくべきだろうと思っているところです。また、コンポスト等の部分につきましても委員言われますとおり、今までやってきたことについて、どういう形であったかということを経査して今後どういうふうにしていくかということ、本来ならば、あるべきものではあると思っておりますので、まだ、その部分については、また再度確認はしておきたいと思っております。

○委員（松枝正浩君）

計画の 53 ページから、少しお聞きいたします。54 ページから、各地域の現状ということで各地域ずつのつております。そして、その総括でこの環境配慮の指針というのが、市街地と中山間地域に、まとめられているわけです。68、69 です。で、それぞれが地域として現状が掲げられている中で、いきなり、大きなゾーニングでくくられているというような状況ではあるんですけども、ここに、各地域の環境配慮指針というのを示した上で、ゾーニングをしたら分かりやすいのかなと思っておりますけど、この辺の計画をまとめられる中でこのようになった議論というのがどのようになされたのか。少し御説明していただければよろしいでしょうか。

○環境衛生課主幹兼環境保全グループ長（山本秀一君）

この環境配慮指針につきましては今言われましたように事業配慮指針と、あとそれぞれの地域に分けた地域別環境配慮指針がありますが、今回の中間見直しでは、いろんな数値的なものの時点修正であったり、あと用語のほうの修正を行い、構成自体は、申し訳ございませんが今回、二次計画の当初計画を踏襲したという形になっておりまして、構成についての議論はしていないところでございます。

○委員（松枝正浩君）

今後の検討で構わないんですけども、各地域の現状が載せられている中で、いきなり大きなゾーニングでくくってしまうと、非常にどういうふうになっているのかというのが分かりにくいような気がするので、できましたら各地域ものせた上で、ゾーニングという形に持っていただくと非常に見やすい計画書になるのかなと思ったところでありました。それから、先ほどのものに関連してなんですけれども、73 ページに計画の進行管理というのがございます。私先ほど申し上げましたけれどもなかなかその全体を把握して確かに難しいということではあります。ただ、環境の所管課としては、この計画の所管課としては環境はこの計画を持っておりますので、当然にいろんな事業をする中では、環境の視点を持ってやっていくというのは非常に重要なことなのかなと思っておりますので、この計画についても担当以外のところでも詳しく見るというのもないのかなと思ったりもしますので、当然その中に自分の見直しのときには見られて、修正等、確認をされると思うんですけども、大きくこの計画を進めていくということはまず、職員の皆さんが、ここをしっかりと認識していかなければならないというふうに感じておりますので、この点については、この計画がしっかりと浸透していく、そしてそのものに基づいて、しっかりと事業がされていくということがやっぱりこの計画を浸透させる大きな意味があるのかなと思っております。せっかくいいものをつくられていますので、このことを伸ばさせていくということも少し、取り組んでいただけたらというふうに思っております。これも要望でございます。それからあわせて、市長がゼロカーボンシティ宣言をされました。その後どのような動きを、庁内協議、なされているのか、少し御紹介していただけますか。

○環境衛生課環境保全グループサブリーダー（鬼塚友弘君）

ゼロカーボンシティ宣言は、今年の 2 月 20 日に市長がされまして、その後の動きとしましては、庁内に地球温暖化防止活動実行委員会という組織がございます。副市長をトップとした部長級の委員会で課長級を 25 名ですかね、組織する専門部会、その下に作業部会として、グループ長で、構成する部会をつくって、それぞれで、今、議論を進めているところでございます。まずゼロカーボンシティ宣言を具体的、実効性のあるものにするために、今年度、地球温暖化防止対策実行計画の区域施策編を策定するというので、今現在、プロポーザル方式で、事業者のほうに募集をかけまして、応募が数件あったところでございます。今後そのプロポーザルについて審査をして、優秀な事業者と契約をして、9 月以降、その実行計画の策定に入っていくという計画でございます。

○委員（松枝正浩君）

私たち、委員会も5月に、豊田市に視察に行きまして債権の一元化と、ゼロカーボンシティについて少し勉強してきたところでありますけれども、また、他市の良い政策というのも当然あると思いますので、そこをまねながら、霧島市らしさの、このゼロカーボンシティになっていって、またさらに、他の自治体がまねていくような方向にぜひ持っていただけたらなと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

○委員（藤田直仁君）

19ページのエネルギーの有効利用の中の市の取組のところ、1番目の省エネ意識の向上ということで、本当細かいことなんですけれども、この国が実施するライトダウンキャンペーン、これ自体は、2003年から約16年、2019年で一応、一定の目的は達成したということで、呼びかけは終了していると思うんですけれども、今実際このまだキャンペーンっていうのがあるのかどうかというのと、呼びかけ終了しているけどもクールアースデー等、情報発信を続けていくというふうにして書いてあったんですが、それにかわる何か施策があるのか教えていただければありがたいなと思って。

○環境衛生課環境保全グループサブリーダー（鬼塚友弘君）

ライトダウンキャンペーンはライトアップ施設とか家庭で、消灯を促進をして、地球温暖化等に寄与するというようなもので、対策に寄与するというような取組でございまして、委員おっしゃったように2003年からスタートしております。その周知活動が終了したっていうことは存じないんですけれども、各自治体、都道府県であったりとか、ほかの市町村といったところも、2023年キャンペーンということで、この広報についても引き続きやっておりますので、霧島市につきましても、そのような考えでおります。

○委員（藤田直仁君）

ということはライトダウンキャンペーンは残っているってことでいいんですかね。認識で、環境省が出しているやつですよ。これ自体はあるんだろうかというのは確認はとれていますか。

○環境衛生課環境保全グループサブリーダー（鬼塚友弘君）

委員おっしゃるとおり、2003年から環境省が主導して周知キャンペーンを行ってきたものでございます。今現状あるかといいますともう終了したかどうかというところ把握できていないんですけれども、先ほど申しましたとおり、各自治体等では、継続してやっているところもございますので、霧島市としては、同じように今後も続けていくということを考えております。

○委員（藤田直仁君）

目的が省エネの意識向上ですので、そこが達せれば1番いいことなんでしょうけどもしないんであればこの表現の仕方もあるかと思うので、もう少し考えたほうがいいのかなというふうに思ったもんですから、一言述べさせていただきます。

○副委員長（今吉直樹君）

これまで環境保全協会については、いろいろと質問や議論が出ていると思うんですけれども、こちらのこの2次の環境基本計画の中での、当該協会の位置づけというか、役割とか、そういったものを少し説明していただけますでしょうか。

○環境衛生課主幹（白鳥竜也君）

特段この計画の中での保全協会の位置づけというものは載せていないところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時15分」

「再開 午後 3時16分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、自由討議に入ります。委員の皆様から、霧島市環境基本条例、環境基本計画について、御意見があれば御発言ください。

○委員（宮内 博君）

環境基本条例というのは、その施策が様々な担当課に及ぶということですよ。いわゆる畜産関係であったり、あるいは下水道関係であったり、ごみ処理の関係であったり、だから、この条例に基づいてどこが、この条例の目標を達成するために責任を持って基本的な柱を立てて、そしてその全体の意見を吸収しながら、条例の方向性に沿って、施策を展開していくのかという点では、部長の答弁をお聞きしてもなかなかすっきりした回答はなかったんじゃないのかなって思うんです。それで条例はつくったけれども、それが具体的にどう実践されていくのか、今後の計画にどう生かしていくのかっていうのをもう少し、資料でも示してもらいたかったし、また、語ってもらいたかったというふうに思うですよ。そういう点では、今日の議論を踏まえて、この中身の検討がなされて、具体的な報告がなされることを期待したいと思う。

○副委員長（今吉直樹君）

私も宮内委員がおっしゃった点については、理念や理想が頭出しされ、この計画には書かれているんですけど、具体的に組みこむ体制になっていないというのを改めて感じました。組織の在り方の部分ではあるので、この今日説明いただいた方々には決定権がない部分なんですけれども、やはりここは、副市長や市長、決められる人たちがしっかりと、全体を俯瞰しながら考えていかなければならない部分だと思います。やはり環境問題は、今すぐ多岐にわたって、新しい課題もどんどん増えているので、守らないといけない部分と、再生可能エネルギーのような新たに取り組まなければならない攻める部分と、同時に起こっていて、また、全体をマネジメントする役割もあると。二刀流ならぬ三刀流だというふうに思っていて、大変難しい仕事が求められている状況で、新しいことをする余裕すらないんだらうというのが率直な感想なので、ここはやはり組織体制の見直しをぜひ求めていければと思います。あともう1点今回、一つ仮説を持って取り組んだんですけど罰則規定が必要なのかというところは担当課から言わせると、やはりそういう法令違反があった事業者や市民に対して、行政指導を行えば、それに従うという状況が今のところあるというのが確認できたということでした。ただ、未来の霧島市民の生活や、これからあるであろう、いろいろな問題、対応するためには、罰則規定というのにも必要になるときが来るんじゃないかなと思っています。そこについては今後も継続して注視していきたい。検討を続けていきたいというふうに感じました。

○委員（松枝正浩君）

この計画につきましては10年計画の中で5年経過して、今回の見直しになったということで、次はまた、目標年度として2027年度ということになるわけですが、それまでの間に、なかなか、具体的にどのように議論がなされていくのかというところも、はっきりと分からなかったところもあります。計画の73ページは先ほど申し上げましたように計画の進行管理もうたってありますけれども、この辺もしっかりとやっていくためには、いろいろ出ておりますけれども組織の体制も当然そうでしょうし、やはり政策を決定していく部分でいきますと、この委員会の中のトップである副市長しっかりとこの辺のマネジメント力を発揮をしていただきながら、しっかりと部下に指示をしていただいて、最終的に市長の決裁を仰ぐというような形で、やはりその辺の政策能力をしっかりと高めていただきながら、環境の政策というものが、この計画というものが各課にしっかりと浸透してこの計画が達成できるような形で、行政運営をしていただきたいというふうに思っております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので自由討議を終わります。次に、所管事務調査に係る委員長報告について協議し

ます。本日の所管事務調査について、これで調査を終了し、委員長報告を行うことに御異議ありませんか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。委員長報告に当たり、委員の皆様から何か使え、付け加える点はありませんか。

〔「一任」と言う声あり〕

それでは、委員長報告の取扱いにつきましては、委員長に一任させていただきます。次にその他、委員の皆様から、その他で何かありませんか。

○委員（宮内 博君）

前回の委員会で多文化共生のまちづくりについて調査をするということが確認をされたと私は認識をしているんだけど、今日あるんですかというふうに、確認したら今日はもう、この環境基本条例だけだということだったんですが、この休会中にやるという計画ですか。それとももう、9月議会の中でやっていくというふうになるのか、そこを確認を。

○委員長（宮田竜二君）

議員と語ろかい11月に入っていますね。でもその前に、また、執行部にいろいろ質問して、それから、議員と語ろかいに当たったほうがいいかもしれない。それに応募があるかどうかというのもまだ分からない話です。議員と語ろかい11月7日から11月13の間にありまして、そこで、多分募集かけるのは、9月ぐらいですよ。自分のほうには申込みみたいな人は今います。多分恐らくされると思います。多分、応募があると思います。ですから、もしそれであれば、9月の本会議が終わった後にするか。それではお諮りしますけども、11月の議員と語ろかいがあってもなくても、9月の本会議の後に、閉会中に所管事務調査をするということでもよろしいですか。決算が入りますけどね。それでは、10月前半、決算委員会前に多文化共生のまちづくり、それを次回の所管事務調査という形でさせていただきます。

○委員（松枝正浩君）

この間の委員会のときに申し上げたんですけども、9月の開会中所管事務調査について、公共施設のマネジメント計画と基金を含めて、調査ぜひしたいなと思っているんですけども、いかがなものでしょう。

○委員長（宮田竜二君）

公共施設のマネジメントと基金について、9月の開会中に所管事務調査をやるかやらないか。皆さん御意見をお願いします。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは具体的には9月の委員会打合せでそれを決定したいと思います。以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 3時25分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 宮田 竜二